



平成 24 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマダコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 村田 實  
(コード番号 6392 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役 武田 守征  
(TEL 03-3777-5101)

株主からの提訴請求に対する  
当社監査役からの不提訴理由通知書の送付について

- 1 平成 24 年 5 月 30 日に適時開示いたしましたとおり、当社監査役 3 名は、同月 26 日、当社の個人株主（以下「本件株主」といいます。）より、当社の在任取締役 1 名（以下「本件取締役」といいます。）に対する責任追及の訴えを求める旨の「提訴請求書」（以下「本提訴請求」といいます。）を受領いたしました。

本提訴請求においては、本件取締役が、当社取締役会で承認された金額の上限を超えて競業取引および利益相反取引（以下「本件各行為」といいます。）を行った旨の主張がなされ、本件取締役に対し、この任務懈怠に基づく損額賠償請求額として総額 850 万円およびこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起するように請求されておりました。

- 2 監査役は本提訴請求を受けて、同請求の適否を判断するため、監査役会の下に社内調査チームを設置し、法律専門家らの助言を受けながら、次の調査を行いました。

- ・本提訴請求に記載の本件各行為に関連する取締役会議事録、取引実績資料など関連書類の内容調査。
- ・本件取締役本人および村田實代表取締役社長、調査に必要と考えられる社内関係部門の関係者に対するヒアリング。

監査役は本件各行為について、上記調査の内容に基づき、それぞれ検討を行った結果、本提訴請求に記載されている損失が当社に発生している事実は認められず、本件取締役に対する責任追及の訴えは提起しないことといたしました。

- 3 当社取締役会は、本日開催の取締役会において、当社監査役 3 名より、上記の調査・検討の結果、本件取締役には損害賠償責任が認められず、本件取締役に対して訴えを提起しないことを監査役全員一致の意見として決定したこと、および、当社監査役 3 名から本件株主に対して本日付でその旨の通知をする旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上